

# 令和6年度 葛飾区 居宅訪問型保育事業者(個人) 集団指導 ～第1部 制度概要編～

子育て支援部子育て施設支援課

---

指導検査係

# 立入調査・集団指導の目的

- ◆ 児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆ 保育するための環境を確保しているか等の確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般について、自己点検報告及び提出資料の確認等により、基準への適合状況を確認する。

## 立入調査・集団指導の目的

- ◆ 乳幼児のため …… 保育の質の向上
- ◆ 保護者のため …… 安心・安全の確保
- ◆ 事業者のため …… リスクマネジメント

## 第1部

制度概要編

## 第2部

指導監督基準解説編

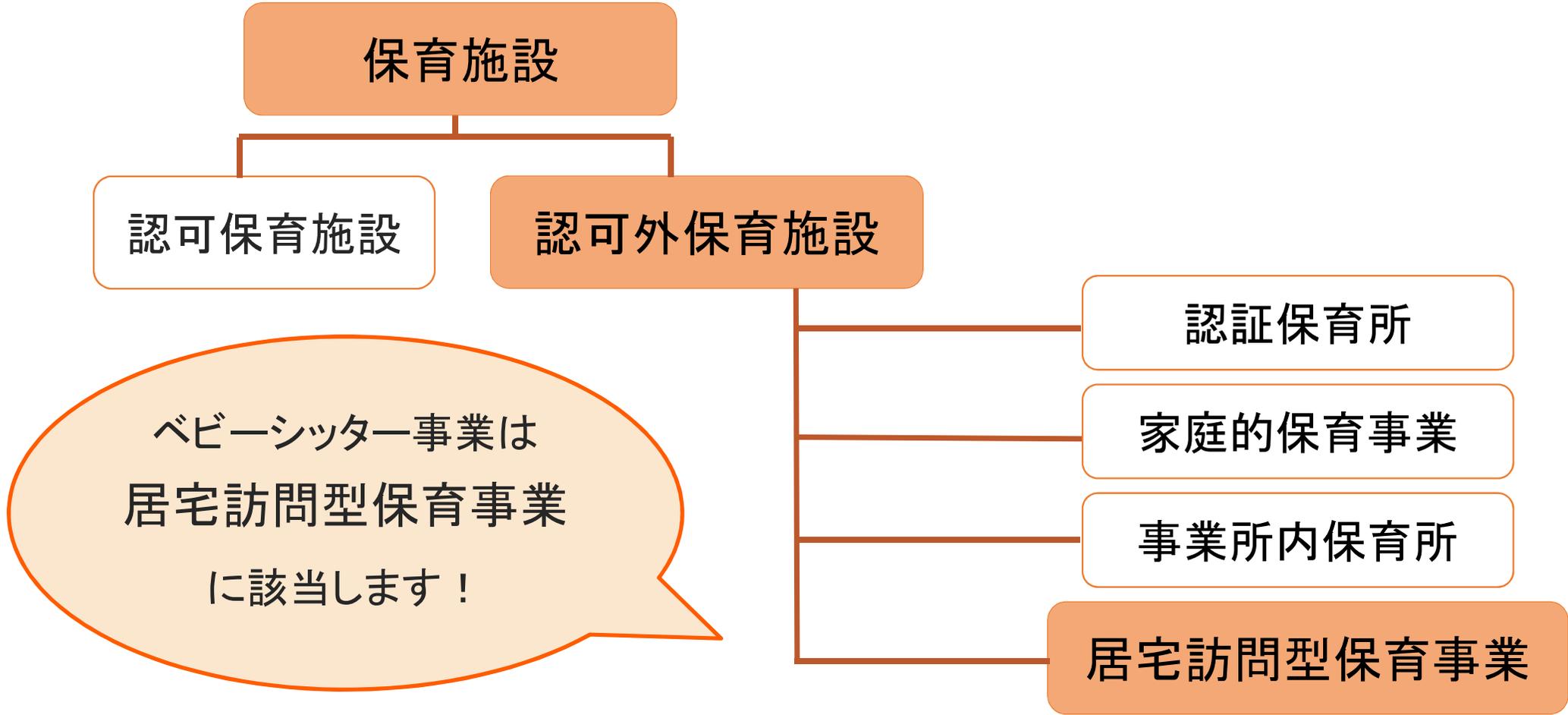
## 第3部

不適切保育・事故防止編

# 1. 認可外保育施設の概要

---

# 保育施設の体系



# 認可外保育施設と葛飾区の主な関わり

事前相談	窓口・電話等
届出	設置届、変更届、休止・廃止届
報告	運営状況報告書、事故報告書等
立入調査	法人 →法人現地にて実施 個人事業主 →集団指導及び自己点検報告
その他	研修の周知、開催等

# 集団指導の流れ

区

①設置届・運営状況報告等により施設の状況把握

区

②事業者への実施通知を送付

区

③集団指導の実施

設置者

④自己点検報告・資格証等資料の提出

区

⑤結果の通知

設置者

⑥改善状況報告書の提出(原則30日以内)

区

⑦改善状況報告書の確認・再指導

# 立入調査の流れ【一般的な流れ】

区

①設置届・運営状況報告等により施設の状況把握

区

②立入対象事業者への実施通知を送付

区

③立入調査の実施

区

④結果の通知

設置者

⑤改善状況報告書の提出(原則30日以内)

区

⑥改善状況報告書の確認・再指導

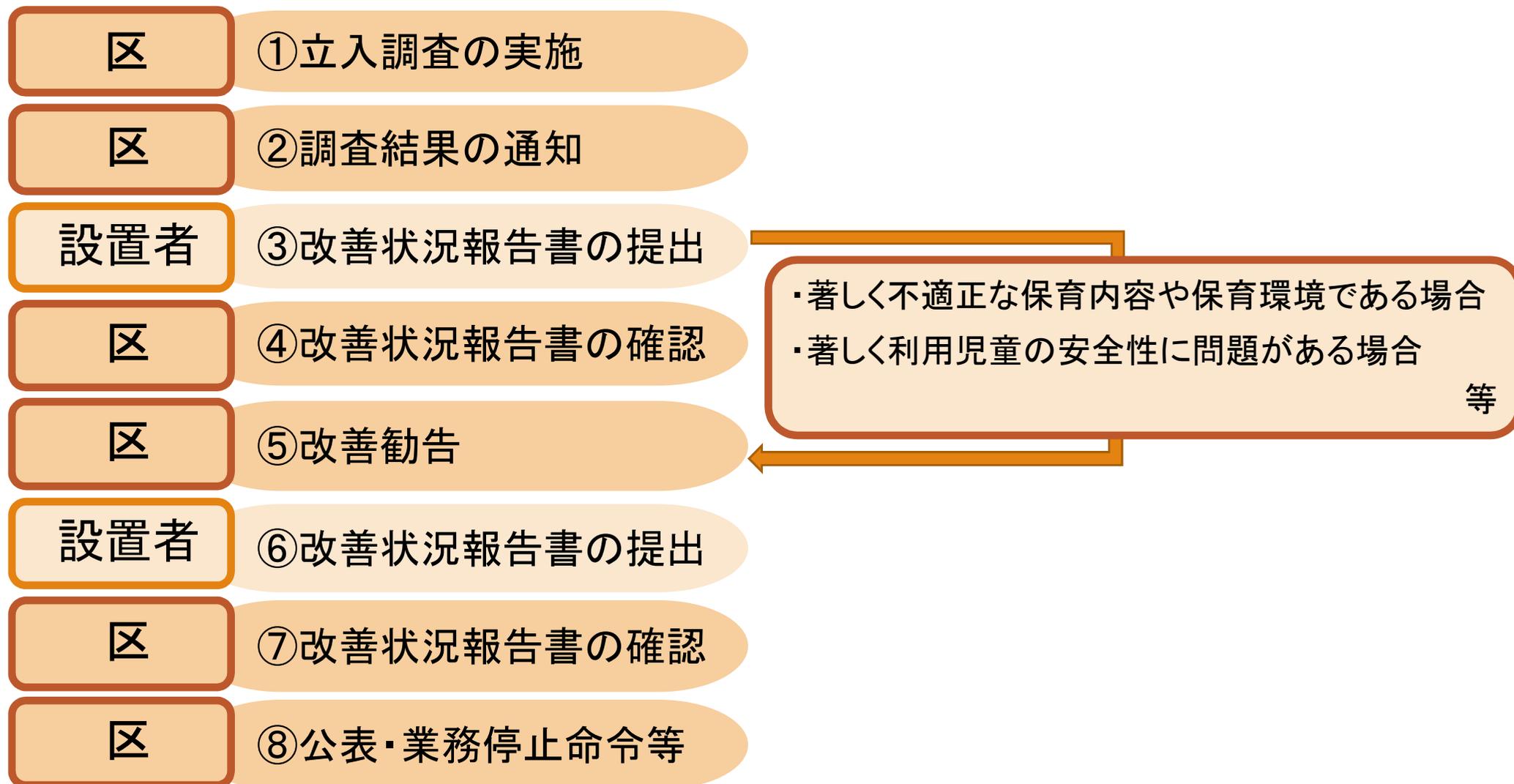
# 立入調査の流れ【随時対応】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合(※)
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

## → 立入調査実施

(※) 通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む

## 立入調査の流れ【随時対応】



## 2. 認可外保育施設の届出

---

# 認可外保育施設の届出義務

- ◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更、休止・廃止の日から1か月以内に都道府県知事（葛飾区長）へ届け出なければならない。

[児童福祉法第59条の2第1項又は第2項](#)

- ◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

[児童福祉法第62条の4](#)

# 届出の種別

- ◆ **設置届**: 事業開始後、様式及びその他添付書類により必要事項を届け出る。
- ◆ **変更届**: 事業開始後、届出事項に変更があった場合、変更内容を届け出る。
- ◆ **休止・廃止届**: 施設を休止または廃止した場合、届け出る。

## 【問い合わせ先】

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課施設支援係  
(電話: 03-5654-8595)

## 区外に転出する場合

- ◆ **必ず葛飾区に廃止届を提出してください。**
- ◆ **転居後も事業を継続する場合は、移転先の自治体に応じて、開始届を改めて提出する必要があります。**
  - ・ **移転先が都内の場合は東京都**  
但し、移転先が児童相談所設置区の場合は、  
**その自治体の保育主管部署**

児童相談所設置区(令和6年10月現在)

世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、品川区

# 3. 認可外保育施設の報告

---

# 葛飾区への報告

## ◆運営状況報告

→毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

## ◆事故報告

→施設で重大な事故(死亡、重傷事故、食中毒、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等)が発生した場合に報告

【掲載場所】 葛飾区ホームページ (ページ番号:1034051)

[「認可外保育施設における運営状況・事故報告・長期滞在児の報告について」](#)

【報告先】

葛飾区子育て施設支援課指導検査係(電話:03-5654-8618)

## 4. 幼児教育・保育の無償化関係

---

# 無償化の対象施設となるには

- ① 葛飾区へ設置届を届け出ること
  - ② 国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと
  - ③ 葛飾区の「確認」を受けるための申請(確認申請)をすること
  - ④ 利用者が「保育の必要性の認定」を受けること
- ※ ②は認可外保育施設の基準を満たす証明書の交付を受けていることが必要

# 証明書が交付されるには

- ◆ 立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設に交付

《指摘事項がない場合》

→原則として、立入調査又は集団指導後、指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付交付

《指摘事項がある場合》

→原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付交付

# 無償化による助成について

【掲載場所】 葛飾区ホームページ

◆ 事業者向け（ページ番号:1021980）

[認可外保育施設 認可外保育施設の無償化\(事業者の方へ\)](#)

◆ 保護者向け（ページ番号:1021546）

[「認可外保育施設 認可外保育施設の無償化による助成について](#)

【報告先】

葛飾区子育て施設支援課私立保育所係（電話:03-5654-8297）